

## 腐り切った組織の実態を継続してウオッチする 第四十一弾

神社本庁再生への道—その四  
神社本庁役員会で田中総長以下が仰天発言

## —五月評議員会は神社本庁の自爆を防げるか

神社本庁全面敗訴の審判が下った三月十八日の地位確認訴訟東京地裁判決。実質上の完敗にも関わらず神社本庁は控訴したため、原告の稲貴夫、瀬尾芳也両氏の地位は回復されず、審理の場は東京高裁へと移った模様である。しかし、これまでの流れを見れば判決の確定はそう遠くない。神社本庁に残された手は裁判の引き延ばしだが、地裁判決を読んだ関係者の中には、これまで田中総長、打田会長及びその周辺が振り撒いてきた話が悪質なウソであったと知り、怒り心頭に発した人たちも多い。彼等のウソにはもつと早く気づくべきであったろうが、

## 藤原登(フリーライター)

は、同月十三日に開催された役員会の模様を報じている。地裁判決に対する田中総長の驚くべき見解や、鷹司統理の意向や全国の神社の状況など一顧だにしない田中派理事たちの驚くべき意見が掲載されているので紹介しておこう。

その一「職責売却については、競争入札の定めがないことなど制度上の不備はあったものの、背任行為は認められないと判示されたことを強調」した上で、「解雇処分に関しては原告の勝訴だが、背任行為の事実確認では本庁の勝訴。解雇処分の適否より背任行為の実否こそ裁判の核心」との認識を示した。

その二「主力で控訴審に臨み、本庁・神社の利益を守る以外の選択肢はない」

その三「控訴しなければ、本庁の疑惑の存在や原告の主張が完全に認められたなどといふ誤った報道がこのまま世間に広

がってしまふ」

その一は田中総長自らの認識のようであるが、国語の理解力が足りないようだ。確かに判決文には「背任行為は認められない」と記されているが、これは田中総長及び打田会長が、百合丘職舎の売買価格の決定に具体的に関与していた事実については、その認定が困難であることを示したものである。しかし、背任行為としての認定は困難であるとしながらも判決文は、例えば「田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の原告瀬尾の供述は、十分信用に足りる」と、個々の疑惑は事実として認定しているのだ。故に役員らの背任の事実を指摘した稲氏の告発文は、「真実である」と

の証明がされたとは認められない」としたが、裁判によって明らかとなった数々の事実から、「田中総長及び打田会長が、本件売買に関して背任行為を行ったことについて、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえる」と判断したのである。

その二、その三の発言者は不明だが、あなた方こそ「全力で本庁・神社の利益を失わせている」のだから、「控訴すれば、本庁の疑惑の存在や原告の主張が完全に認められたといふ正しい報道がより世間に伝はる」とい報告がより世間に伝はる」とに繋がるのかもしれない。控訴は神社本庁の自爆行為である、といふ筆者の見解を反対側から補強していただいたことに感謝申し上げます。

何れにせよ役員会では、弁護

団を補強し控訴審に臨むことをむりやり認めさせたようだが、田中総長以下神社本庁の現執行部には、全国神社の将来を思う気持ちなど微塵もないことは明白である。

## 今月開催の評議員会に注目すべし

に注目すべし

に注目すべし

に注目すべし

神社本庁では今月末に評議員会が予定されているが、前記した役員会をはじめ、これまでの裁判に対する執行部の説明と、今回の判決で明らかにされた事実との齟齬を質し、執行部の責任を明確にする機会としなければならない。評議員各位にはじっくり判決文を読んで、田中

「打田体制により私物化された神社本庁で進められた異常な不動産取引の実態や、裁判の起点となった稲、瀬尾両氏が懲戒処分されるに至った経緯を理解してほしい。稲元部長が四年前に告発文で指摘していた通り、疑惑の張本人が神道政治連盟の打田文博会長であることや、瀬尾元部長へ圧力を加えた田中総長や打田会長の子飼いの職員が役員一人一人が神社本庁正常化へ

の気概を持って会議に臨むことを期待する。

た事実関係を極に真相解明を求め、神社本庁正常化への道を切り開くことが、包括下にある八万神社及び関係者の負託に応えるための第一歩である。

また、先月号でも触れた通り、裁判で明らかになった不正行為は百合丘職舎の売却だけではない。二十年以上前に実行された現在の日本文化興隆財団の事務所ビル移転に関わる不動産取引に際して、ディンプル・インターナショナル社が深く関与し、何のリスクも負わずに莫大な利益を得ていたこと。当時は神社本庁の渉外部長であった神道政治連盟の打田文博会長が、何故かその取り引き業務を担当していたことなど、疑惑を裏付ける数々の事実が判決文には記されている。

評議員会は、これらの田中打田体制下で積み重ねられてきた不正行為に対して、白黒をつける絶好の機会である。神社本庁はまたも新型コロナの蔓延に乗じて、会議を延期、あるいは書面決議に代えるなどの対応を取る可能性があるが、神社本庁がどんな手を打つにせよ、評議員一人一人が神社本庁正常化への気概を持って会議に臨むことを期待する。

役員会の仰天発言

四月二十六日付の神社新報

誤った報道がこのまま世間に広

がってしまふ」

その一は田中総長自らの認識

のようであるが、国語の理解力が足りないようだ。確かに判決文には「背任行為は認められない」と記されているが、これは田中総長及び打田会長が、百合丘職舎の売買価格の決定に具体的に関与していた事実については、その認定が困難であることを示したものである。しかし、背任行為としての認定は困難であるとしながらも判決文は、例えば「田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の原告瀬尾の供述は、十分信用に足りる」と、個々の疑惑は事実として認定しているのだ。故に役員らの背任の事実を指摘した稲氏の告発文は、「真実である」と

## 役員会の仰天発言

四月二十六日付の神社新報

誤った報道がこのまま世間に広

がってしまふ」

その一は田中総長自らの認識

のようであるが、国語の理解力が足りないようだ。確かに判決文には「背任行為は認められない」と記されているが、これは田中総長及び打田会長が、百合丘職舎の売買価格の決定に具体的に関与していた事実については、その認定が困難であることを示したものである。しかし、背任行為としての認定は困難であるとしながらも判決文は、例えば「田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の原告瀬尾の供述は、十分信用に足りる」と、個々の疑惑は事実として認定しているのだ。故に役員らの背任の事実を指摘した稲氏の告発文は、「真実である」と